

株 主 各 位

東京都千代田区神田小川町三丁目1番地
エリアリンク株式会社
代表取締役社長 林 尚 道

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により平成28年3月23日（水曜日）午後6時までに到着するよう議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月24日（木曜日）午前10時00分（開場午前9時15分）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
KKRホテル東京 10階
宴会場「瑞宝」
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第21期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役7名選任の件
第5号議案 監査役1名選任の件
第6号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- ◎ 当日は開会間際の混雑緩和のため、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、本招集ご通知を会場へご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.arealink.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

本年より、株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

【議決権の行使等についてのご案内】

(1) 郵送(書面)による議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月23日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使について

①議決権行使ウェブサイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

②議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金・通信料金等)は株主様のご負担となります。

③インターネットによる議決権の行使は、平成28年3月23日(水曜日)午後6時まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

<パスワードについての注意事項>

- ・株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。パソコン、スマートフォン及び携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効といたします。

<議決権行使サイトの操作方法等に関するお問い合わせ>

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027(通話料無料)

受付時間 午前9時~午後9時(平日・土日も含む)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による財政政策や日銀による金融緩和策を背景にした円安・株価の回復もあり、企業の収益改善や雇用情勢の改善、一部賃上げによる所得の増加等、景気は緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、中国経済の減速や新興国の成長鈍化等の懸念もあり、景気の先行きは不透明な状況が続いております。一方、当社が属する不動産業界は、低金利や政府による経済政策を背景に、都市部においては地価の上昇等持ち直しの動きを見せ、ここ数年の厳しい経済環境から着実に回復しておりますが、建築資材及び労務費の高騰などの懸念材料も顕在化してきております。このような状況のもと、当社は不動産運用サービス事業を中心としたストック型ビジネス及び現状の不動産市況を考慮し販売用不動産の売却を中心とする不動産・再生流動化サービス事業を積極的に展開いたしました。

この結果、売上高は17,173百万円（前期比5.2%減）、営業利益は2,657百万円（前期比18.9%増）、経常利益は2,442百万円（前期比17.0%増）、当期純利益は1,550百万円（前期比0.6%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

<不動産運用サービス事業>

当事業年度における不動産運用サービス事業の売上高は12,980百万円となりました。

不動産運用サービス事業は、基幹事業であるストレージ事業において、全国展開を視野に入れ、現場出店をスピーディに行うためのオフィス・営業所の開設を進めております。既存の東京、大阪、名古屋、千葉、神奈川、埼玉オフィス、神戸、福岡営業所に加え、平成27年2月には仙台、同年10月には静岡営業所を開設しました。地域に根差した営業活動の効果もあり、8,761室の増室となりました。またトランクタイプにおいては、トランク専用に設計したことで、利便性・デザイン性が向上し、幅広い条件（立地・面積）での出店が可能となる2×4トランクの出店も行いました。新規に出店した現場は、近隣の顧客に対して現場見学会の開催等、地域に密着した営業活動を行い、既存の現場は、顧客からの「アドバイスカード」を参考に使い勝手の良い現場作りや現場認知度の向上のためLED看板の設置を行いました。アセット事業においては保有不動産の売却による受取賃料収入の減少により減収となりました。

以下に主要事業であるストレージ事業の管理室数を列挙しますと、トランクルーム（平成26年12月末16,357室→平成27年12月末17,272室）、コンテナ（平成26年12月末37,207室→平成27年12月末45,053室）と推移しております。

＜不動産再生・流動化サービス事業＞

不動産再生・流動化サービス事業は、不動産市況及び金融情勢を考慮し、保有する店舗や事務所ビル、居住用マンションを中心に積極的に販売を行いました。また不動産市況の影響を比較的受けにくい底地の売却も順調に推移しました。

この結果、不動産再生・流動化サービス事業の売上高は4,192百万円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達状況

当事業年度の設備投資の総額は1,159百万円であります。その主たるものは、不動産運用サービス事業関連の投資であります。

資金調達につきましては、主に運転資金として620百万円の借入を実行しております。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

① 不動産運用サービス事業における持続的な成長

ストレージ部門（ハロートランク、ハローコンテナ）を中心とした、不動産運用サービス事業の持続的な成長を図るべく、全国展開を視野に入れたオフィス、営業所の開設、出店の強化、仕入情報の強化、サービス力の向上、企画・開発力の強化、IT戦略を駆使した営業管理体制の強化を行ってまいります。また不動産運用サービス事業の持続的な成長には人的資源の充実も重視すべきであると考えており、人材の確保、教育・研修により一層力を入れていく所存であります。

② 商品力・サービス力・ブランド力の更なる向上

当社における不動産運用サービス事業はビジネスモデル自体もシンプルなものであるため、参入障壁が低く他社の参入による競争激化が起こる可能性があります。

ります。しかしながら、当社は、ノウハウの蓄積を基にした商品力、「スピード3分契約」等のサービス力の改善・向上、出店数を全国に増やすこと、またコンテナ現場へLED看板を設置することでのブランド力・認知度を確立することで、他社との間で明確な差別化を図り、顧客のニーズを最大限に獲得していく所存であります。

(8) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 18 期 (平成24年1月～ 平成24年12月)	第 19 期 (平成25年1月～ 平成25年12月)	第 20 期 (平成26年1月～ 平成26年12月)	第 21 期 (平成27年1月～ 平成27年12月) (当 事 業 年 度)
売 上 高(千円)	10,124,488	12,256,406	18,120,457	17,173,505
経 常 利 益(千円)	1,075,272	1,433,672	2,087,041	2,442,159
当 期 純 利 益(千円)	948,044	1,346,654	1,541,005	1,550,772
1株当たり当期純利益(円)	772.26	10.97	12.55	12.63
総 資 産(千円)	18,612,961	23,017,446	19,539,002	19,312,847
純 資 産(千円)	10,935,361	12,282,287	13,514,447	14,626,390

(注) 平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そのため、第19期は、同期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

事業区分	主要事業内容
不動産運用サービス事業	土地・空室を借上げ、または土地、建物等を取得・保有し運用する事業等であります。また、土地、建物所有者のニーズに合わせて、コンテナ、トランクルーム等の設置、及び建築を受注し提供する事業であります。
不動産再生・流動化サービス事業	当社が保有している中古の不動産物件について改修等を行うことで付加価値を加え、運用効率を上げた後に投資家等に販売する事業等であります。

(11) 主要な営業所

会 社 名	名 称	所 在 地
エリアリンク株式会社	本社	東京都千代田区

(12) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
123名	17名増

(注) 従業員数には、契約社員・パートタイマー50名、派遣社員10名は含まれておりません。

(13) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	616,520
株 式 会 社 横 浜 銀 行	150,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	108,900
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	100,000
西 武 信 用 金 庫	83,340

(注) 借入額は短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の合計残高金額であります。

(14) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 357,600,000株
- ② 発行済株式の総数 125,763,000株 (自己株式3,000,000株を含む)
- ③ 株主数 9,006名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
林 尚道	28,136,600株	22.91%
GOLDMAN SACHS& CO. REG	6,980,795株	5.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,733,900株	3.85%
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,644,800株	2.96%
野村信託銀行株式会社	2,975,500株	2.42%
株式会社アミックス	2,500,000株	2.03%
株式会社SBI証券	2,310,500株	1.88%
株式会社新居浜鉄工所	2,000,000株	1.62%
エリアリンク取引先持株会	1,992,800株	1.62%
小川 秀男	1,612,800株	1.31%

(注) 1. 当社は、自己株式3,000,000株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式3,000,000株を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成27年12月31日現在）

平成18年3月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額 無償
 - ・新株予約権の行使価額 新株予約権1個につき838円
 - ・保有する新株予約権の数 152個（新株予約権1個につき400株）
 - ・新株予約権の目的となる株式の数 60,800株
 - ・新株予約権の行使条件 （別記1）
 - ・新株予約権の行使期間 平成20年3月31日から
平成28年3月30日まで
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	152個	普通株式 60,800株	4名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(別記1)

- ① 新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ② 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約で、権利行使期間中の各年において権利行使できる新株予約権の個数の上限を定めることができるものとする。
 - ③ 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社、当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。但し、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として承認した場合を除く。
 - ④ 権利者が死亡した場合、権利者の相続人は当社と権利者との間で締結する新株予約権付与契約に定める一定の条件の下で新株予約権を相続するものとする。
 - ⑤ その他の条件については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する新株予約権付与契約に定める。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
- 該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 尚 道	
取 締 役	栗 野 和 城	営業本部長兼営業部長
取 締 役	大 滝 保 晃	管理本部長兼総務部長
取 締 役	若 杉 昌 平	ストレージ出店本部長兼神奈川オフィス長
取 締 役	西 澤 実	ストレージ本部長兼埼玉オフィス長
取 締 役	小 林 節	芝綜合法律事務所 東京都東村山市総合計画審議会長 一般社団法人インターネット関連事業健全化協議会理事長
取 締 役	古 山 和 宏	公益財団法人松下政経塾常務理事 研修塾塾頭 日本農業経営大学校審議員兼講師
常勤監査役	小 島 秀 人	
監 査 役	田 村 宏 次	啓明法律事務所 代表弁護士
監 査 役	園 田 康 博	一般財団法人日本コンテンツ倫理協会評議員 医療法人社団寿会監事

- (注) 1. 取締役 小林節氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
2. 取締役 古山和宏氏は、平成27年3月26日開催の第20回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
3. 監査役 田村宏次氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 林正己氏は、平成27年3月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
5. 監査役 園田康博氏は、平成27年3月26日開催の第20回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
6. 取締役 小林節氏及び取締役 古山和宏氏は社外取締役であります。
7. 常勤監査役 小島秀人氏、監査役 田村宏次氏及び監査役 園田康博氏は社外監査役であります。
8. 取締役 小林節氏、取締役 古山和宏氏及び常勤監査役 小島秀人氏は、株式会社東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (2名)	146,764千円 (14,996千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (4名)	6,163千円 (6,163千円)
合 計	11名	152,927千円

④ 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

取締役 小林節氏の兼職先である芝綜合法律事務所、東京都東村山市及び一般社団法人インターネット関連事業健全化協議会と当社とは取引関係はありません。

取締役 古山和宏氏の兼職先である公益財団法人松下政経塾、日本農業経営大学校と当社とは取引関係はありません。

監査役 田村宏次氏の兼職先である啓明法律事務所と当社とは取引関係はありません。

監査役 園田康博氏の兼職先である一般財団法人日本コンテンツ倫理協会、医療法人社団寿会と当社とは取引関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	小 林 節	当事業年度開催の取締役会に22回中22回出席し、主に弁護士として長年培ってきた豊富な経験・見地から発言を行っております。
社 外 取 締 役	古 山 和 宏	社外取締役就任後開催の取締役会に15回中15回出席し、長年培ってきた豊富な経験・見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	小 島 秀 人	当事業年度開催の取締役会に22回中22回、また監査役会に12回中12回出席し、長年培ってきた豊富な経験・見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	田 村 宏 次	当事業年度開催の取締役会に22回中22回、また監査役会に12回中12回出席し、主に弁護士として長年培ってきた豊富な経験見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	園 田 康 博	社外監査役就任後開催の取締役会に15回中15回、また監査役会に10回中10回出席し、長年培ってきた豊富な経験・見地から発言を行っております。

(注) 1. 書面決議による取締役会はありません。

2. 社外役員の意見により会社の事業の方針または事業その他の事項に係る決定が変更された

- 事実はありません。
3. 事業年度中に法令または定款に違反する事実その他不当・不正な業務の執行が行われた事実はありません。
- エ. 社外役員に関する事項の記載内容についての社外役員の意見
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

優成監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	24,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の状況を確認し、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該事案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役及び使用人の行動規範といたします。

また、法令違反が疑わしい事例の報告がなされた場合、「コンプライアンス・マニュアル」に定めるとおり、速やかに事実関係を確認し、適切な処置をとるとともに、その報告者が不利益を被ることがないように、最大限の配慮を行います。

なお、不動産運用サービスを提供する企業として重要な課題である宅地建物取引業法ならびに建築関連諸法規を始めとする当社事業に関わる関係諸法令等については、外部の専門家の意見を聴取し、適正化に努めます。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険の発生を予防するための情報の収集及び分析ならびに発生した損失の拡大を防止するため、リスク管理規程を設けます。

また、それぞれのリスクごとに担当部署を定め、取締役会及び担当部署が、リスクを網羅的・総括的に管理いたします。

なお、リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告いたします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。

また、効率的な業務を執り行うため、職務権限規程等を定め、権限委譲を行い機動的な意思決定に努めます。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、各種稟議書など取締役及び使用人の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び文書管理規程等社内規程に基づき適切に保存するものとし、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものといたします。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関連会社の経営の自主性を尊重しつつ、当社企業グループのコンプライアンス体制確保のために、適切な指導・助言を行います。

また、関連会社より事業内容について定期的な報告を受け、重要案件については事前協議を行い、業務の適正を確保いたします。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役による監査体制を充実させるため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会と監査役の協議により、監査役補助者を配置できるようにいたします。

なお、その使用人への指揮権は監査役に委譲し、取締役からの独立性を確保するものとします。また、任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行います。

(7) 当社の取締役及び使用人等の当社の監査役への報告体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令等に従い、速やかに監査役に報告いたします。

また、監査役に当該報告をした当社の取締役及び使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として、人事処遇等において不利な取り扱いを行うことを禁止します。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務処理にかかる方針、及び当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

当社は、監査役に対し、取締役会以外にも、必要に応じてあらゆる重要な会議に出席することができる体制を確保いたします。

監査役の職務の執行にかかる費用等について、当社が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、監査役は、費用の前払い及び償還を受けることができ、また、予算等必要な措置を講ずることを要請できる体制を確保いたします。

4. 会社の体制の運用状況概要

当社は、上記「内部統制システムに関する基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針ととらえ、適宜、内容の見直し検討を行っております。また、リスク管理委員会を年に2回、コンプライアンス委員会、取締役会を毎月開催し、問題事案の検討及び改善策、再発防止策の協議を行っております。

また、社内及び社外に設置された内部通報窓口において、随時、内部通報を受け付けるものとしており、周知及び対応を継続しております。

(注) 本事業報告の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,121,631	流動負債	2,880,559
現金及び預金	6,415,073	買掛金	249,831
売掛金	102,309	工事未払金	268,066
商売用不動産	436,634	短期借入金	333,340
未成工事支出金	1,419,233	1年内返済予定の長期借入金	244,284
貯蔵品	211,364	未払金	306,791
前払費用	8,446	未払費用	46,190
有価証券	203,568	未払法人税等	715,203
繰延税金資産	32,594	前受入金	569,458
その他	106,759	未成工事受入金	49,494
貸倒引当金	215,979	預り金	5,941
	△30,332	前受収益	35,420
固定資産	10,191,216	リース債務	21,395
有形固定資産	8,870,830	その他	35,140
建物	3,460,830	固定負債	1,805,897
構築物	560,166	長期借入金	621,096
機械及び装置	23,241	預り保証金	523,686
車輛運搬具	7,504	リース債務	91,251
工具、器具及び備品	1,045,318	資産除去債務	418,565
土地	3,685,328	その他	151,297
リース資産	88,092	負債合計	4,686,456
建設仮勘定	348	純資産の部	
無形固定資産	86,265	科 目	金 額
商標権	658	株主資本	14,624,612
ソフトウェア	85,246	資本金	5,568,222
その他	360	資本剰余金	5,612,719
投資その他の資産	1,234,120	資本準備金	5,612,719
投資有価証券	158,455	利益剰余金	3,700,254
長期貸付金	34,258	その他利益剰余金	3,700,254
破産更生債権等	1,280,149	繰越利益剰余金	3,700,254
長期前払費用	26,006	自己株式	△256,584
差入保証金	979,796	評価・換算差額等	1,778
繰延税金資産	27,855	その他有価証券評価差額金	1,778
その他	29,612	純資産合計	14,626,390
貸倒引当金	△1,302,013	負債・純資産合計	19,312,847
資産合計	19,312,847		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,173,505
売 上 原 価		12,100,054
売 上 総 利 益		5,073,451
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,415,631
営 業 利 益		2,657,819
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,589	
受 取 配 当 金	190	
受 取 遅 延 損 害 金	2,820	
移 転 補 償 金	9,864	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	490	
そ の 他	22,959	48,915
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46,948	
支 払 手 数 料	28,588	
借 入 金 早 期 返 済 手 数 料	161,453	
そ の 他	27,586	264,575
経 常 利 益		2,442,159
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	27,022	
事 業 譲 渡 益	12,562	39,585
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,307	
減 損 損 失	58,827	
有 価 証 券 評 価 損	15,236	76,371
税 引 前 当 期 純 利 益		2,405,372
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	774,340	
法 人 税 等 調 整 額	80,260	854,600
当 期 純 利 益		1,550,772

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成27年1月1日残高	5,568,222	5,612,719	2,591,429	△256,584	13,515,786
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△441,946	－	△441,946
当期純利益	－	－	1,550,772	－	1,550,772
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	－	－	－	－	－
事業年度中の 変動額合計	－	－	1,108,825	－	1,108,825
平成27年12月31日残高	5,568,222	5,612,719	3,700,254	△256,584	14,624,612

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年1月1日残高	△1,339	△1,339	13,514,447
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△441,946
当期純利益	－	－	1,550,772
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	3,117	3,117	3,117
事業年度中の 変動額合計	3,117	3,117	1,111,942
平成27年12月31日残高	1,778	1,778	14,626,390

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時 価 法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 … 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
なお、賃貸中のものについては有形固定資産に準じて償却を行っております。

販 売 用 不 動 産 … 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
なお、賃貸中のものについては有形固定資産に準じて償却を行っております。

未 成 工 事 支 出 金 … 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品 … 最終仕入原価法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 … 定額法

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～34年

機械及び装置 5～9年

工具、器具及び備品 2～20年

無 形 固 定 資 産 … 定額法

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リ ー ス 資 産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

長 期 前 払 費 用 … 主に定額法

5. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

7. 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップについて、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

(3) ヘッジ方針

金利の市場変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建	物	633,604千円
土	地	1,798,840千円
	計	2,432,444千円

上記に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	224,244千円
長期借入金	561,176千円
計	785,420千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,314,200千円

損益計算書に関する注記

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額103,281千円が売上原価に含まれております。

2. 減損損失

当社は、当事業年度において以下のとおり減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産の概要

用途	場所	種類	金額 (千円)
事業用資産	東京都北区上十条他	建物・工具、器具及び備品・構築物・長期前払費用	58,827

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産である建物・工具、器具及び備品・構築物・長期前払費用につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みであることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

事業用資産は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づき帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。但し、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、回収可能価額は零と算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 の株式数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 の 株 式 数
発行済株式				
普通株式(株)	125,763,000	—	—	125,763,000
合計	125,763,000	—	—	125,763,000
自己株式				
普通株式(株)	3,000,000	—	—	3,000,000
合計	3,000,000	—	—	3,000,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年3月26日 定時株主総会	普通株式	441,946	3.6	平成26年 12月31日	平成27年 3月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	478,775	3.9	平成27年 12月31日	平成28年 3月25日

(3) 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数
平成18年3月30日開催の取締役会の決議によるストックオプション 74,400株

(注) 平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、株式分割による調整後の株式数を記載しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損否認額	219,356千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	430,074千円
固定資産の減損	69,575千円
減価償却限度超過額	36,417千円
投資有価証券評価損	8,700千円
資産除去債務	135,029千円
前受収益	60,518千円
その他	143,147千円

繰延税金資産小計	1,102,819千円
評価性引当額	△885,851千円
繰延税金資産合計	216,967千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△81,506千円
その他有価証券評価差額金	△846千円
繰延税金負債合計	△82,353千円
繰延税金資産の純額	134,614千円

リース資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年以内 2,122,861千円

1年超 4,898,467千円

合計 7,021,329千円

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
ストレージ事業における物件のアスファルト舗装、看板等、オフィス事業の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を当該資産の耐用年数に応じて2年から31年と見積り、割引率は使用見込期間に対応した国債の利回り0.19%から2.19%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	321,515千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	108,201千円
時の経過による調整額	5,585千円
資産除去債務の履行による減少額	△796千円
その他増減額	△15,940千円
期末残高	418,565千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用については流動性を重要視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

賃借物件において預託している差入保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済完了日は決算日後、最長で12年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権及び差入保証金について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券等について、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)をご参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,415,073	6,415,073	—
(2) 売掛金	102,309	102,309	—
(3) 有価証券 其他有価証券	32,594	32,594	—
(4) 投資有価証券 其他有価証券	7,425	7,425	—
(5) 長期貸付金 (※1)	52,237	52,000	△236
資産計	6,609,640	6,609,403	△236
(1) 買掛金	249,831	249,831	—
(2) 工事未払金	268,066	268,066	—
(3) 未払金	306,791	306,791	—
(4) 短期借入金	333,340	333,340	—
(5) 長期借入金 (※2)	865,380	892,918	27,538
(6) リース債務 (※3)	112,646	106,582	△6,064
負債計	2,136,057	2,157,531	21,474

※1 1年以内に回収予定の長期貸付金を含めております。

※2 1年以内に期限到来の長期借入金を含めております。

※3 1年以内に期限到来のリース債務を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項 資産

(1) 現金及び預金並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、取引先ごとに、その将来キャッシュ・フローを新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 未払金及び(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

当社ではこれらの時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。長期借入金の一部については、変動金利であり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額に等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、変動金利による一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(6) リース債務

当社ではリース債務の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 投資有価証券（非上場株式等）	151,030
② 差入保証金	979,796
③ 預り保証金	523,686

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 満期のある金銭債権

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	6,415,073	—	—	—
売掛金	102,309	—	—	—
有価証券	32,594	—	—	—
長期貸付金	17,978	34,258	—	—
合計	6,567,956	34,258	—	—

(注4) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	244,284	75,384	75,384	75,184	55,344	339,800
リース債務	21,395	21,243	21,305	22,380	20,726	5,595
合計	265,679	96,627	96,689	97,564	76,070	345,395

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。平成27年12月期における当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は420,062千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。なお、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておりません。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動ならびに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首 残高	当事業年度 増減額	当事業年度末 残高	
賃貸等不動産	5,175,059	325,204	5,500,263	5,605,103
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,185,901	△6,821	1,179,080	1,145,835

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

増加は、不動産の取得 429,048千円

3. 時価の算定方法

主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価及び固定資産税評価額に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

119円14銭

1株当たり当期純利益

12円63銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	1,550,772千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	1,550,772千円
普通株式の期中平均株式数	122,763,000株

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年2月23日開催の取締役会において、発行済株式総数、投資単位及び株価水準の適正化を図ることを目的として株式の併合（10株を1株に併合）を決定し、これに係る議案を平成28年3月24日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

本議案が株主総会において承認可決された場合、株式併合の効力発生日は平成28年7月1日を予定しております。

当該株式併合が当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	1,191円43銭
1株当たり当期純利益	126円32銭

独立監査人の監査報告書

平成28年2月23日

エリアリンク株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 須永真樹 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 狐塚利光 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エリアリンク株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び優成監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人優成監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月24日

エリアリンク株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 小島 秀人 ㊟
社外監査役 田村 宏次 ㊟
社外監査役 園田 康博 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総数

当社普通株式1株につき3.9円 総額478,775,700円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月25日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合の目的

現在、当社の発行済株式総数は、平成27年12月31日現在で、125,763,000株となっております。東京証券取引所マザーズ市場における同業他社の平均と比較すると、大半の企業が10,000,000株台までにとどまっており、これらと比較すると当社の発行済株式総数は多くなっております。これは、当社が平成25年7月1日付で、当社普通株式1株につき100株の株式分割を行ったことが影響しております。

また、株価につきましては、平成28年2月22日現在、株価変動の最低単位である1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機的対象として株価の乱高下を招きやすい状態にあり、一般投資家の皆様への影響も小さくないと認識しております。なお、現状の株価水準では、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である5万円以上50万円未満の範囲も下回っております。

さらに、平成27年12月31日現在の当社普通株式の株主総数は9,006名（株式分割前の平成25年6月30日時点の株主総数は9,673名）となっており、前述の同業他社の平均的な株主数（3,000名程度）を大幅に上回る水準となっているため、株主名簿管理をはじめとする株式関連事務コストは大きくなっております。

このような状況を踏まえ、今般、本定時株主総会において株主様のご承認を得ることを前提に、10株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

また、投資単位の水準変更により、株主総数が若干減少するとともに今後の株主数の増加も少なからず抑制される可能性があります。株主数の増加が抑制できれば、株式関連事務コストを削減できる見込みであり、このコスト削減分は株主様への将来的な利益還元につながるものと考えております。

2. 株式併合の割合

当社株式の発行済株式総数について、10株を1株に併合したいと存じます。ただし、株式併合の結果生じる1株に満たない端数につきましては一括して売却し、端数が生じた株主様に対しては、その売却代金を端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年7月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

35,760,000株

5. その他

その他必要事項に関しましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 単元株制度を採用することから、単元未満株式の売渡請求に関する制度を導入すべく、変更案第8条（単元未満株主の売渡請求）および第9条（単元未満株式についての権利）第4項を新設するものであります。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条（社外取締役の責任免除）および第38条（社外監査役の責任免除）の規定を一部変更するものであります。
なお、現行定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、全般にわたり、規定の新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は、変更部分を示しています。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第5条（条文省略）	第1章 総則 第1条～第5条（現行どおり）
第2章 株式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>357,600,000株</u> とする。 第7条（条文省略） （新設）	第2章 株式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>35,760,000株</u> とする。 第7条（現行どおり） <u>（単元未満株主の売渡請求）</u> 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、 <u>その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売渡すことを当社に請求することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利(新設) <p>第9条～第12条(条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利 <p>第10条～第13条(条数繰り下げ)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条(条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第19条(条数繰り下げ)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第28条(条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第29条(条数繰り下げ)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第37条(条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第38条(条数繰り下げ)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第42条(条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第43条(条数繰り下げ)</p>
<p>第7章 計算</p> <p>第43条～第46条(条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第44条～第47条(条数繰り下げ)</p>

第4号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ほやし なおみち 林 尚道 (昭和28年8月8日)	昭和53年4月 千曲不動産(株) (現スターツコーポレーション(株)) 入社 平成7年4月 当社設立 当社代表取締役社長 (現任) 平成22年2月 一般社団法人日本セルフストレージ協会代表理事	28,136,600株
2	くりの かずき 栗野 和城 (昭和43年7月11日)	平成4年4月 (株)スリークオーター 入社 平成11年5月 当社入社 平成18年3月 当社取締役就任 平成22年3月 当社取締役退任 平成22年3月 当社執行役員営業本部営業部 部長 平成24年3月 当社取締役営業本部長兼営業二部長 平成25年7月 当社取締役営業本部長兼ストレージ部長 平成26年6月 当社取締役営業本部長兼営業部長 (現任)	230,000株
3	おおたき やすあき 大滝 保晃 (昭和52年10月14日)	平成13年4月 当社入社 平成22年1月 当社経理部長兼経営企画室長 平成22年5月 当社営業本部 部長 平成22年11月 当社管理本部長補佐兼総務部長 平成23年3月 当社執行役員管理本部長補佐兼総務部長 平成24年3月 当社取締役管理本部長兼総務部長 平成25年5月 当社取締役管理本部長兼経理部長 平成27年6月 当社取締役管理本部長兼総務部長 (現任)	35,000株
4	わかすぎ しょうへい 若杉 昌平 (昭和54年9月19日)	平成18年4月 当社入社 平成22年8月 当社営業本部営業部コンサルティング課長 平成24年3月 当社取締役営業一部長 平成26年6月 当社取締役ストレージ出店本部長兼神奈川オフィス長 (現任)	一株
5	なずき よしか 鈴木 貴佳 (昭和61年5月23日)	平成23年4月 当社入社 平成26年2月 当社営業本部ストレージ部課長 平成26年8月 当社ストレージ出店本部東京オフィス長 平成27年2月 当社執行役員東京オフィス長 平成27年8月 当社執行役員東京オフィス長兼千葉オフィス長 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	小林 節 (昭和24年3月27日)	<p>慶應義塾大学法学部助教授 平成元年3月 慶應義塾大学法学博士 平成元年4月 慶應義塾大学法学部 兼 慶應義塾大学大学院法学研究科教授 平成8年9月 ハーバード大学ケネディ・スクール・オブ・ガヴァメント（アメリカ）研究員 平成10年1月 弁護士登録（第二東京弁護士会）／芝綜合法律事務所所属（現任） 平成22年3月 当社取締役（現任） 平成22年12月 茨城県常陸大宮市入札監視委員長 平成24年7月 東京都東村山市総合計画審議会長（現任） 平成24年11月 一般社団法人インターネット関連事業健全化協議会理事長（現任） 平成26年4月 慶應義塾大学名誉教授</p>	一株
7	古山 和宏 (昭和34年1月19日)	<p>昭和61年4月 タスマニア大学（オーストラリア）講師 昭和62年4月 外語学院東京フォーラム設立 代表就任 平成14年4月 公益財団法人松下政経塾 研修主幹 平成14年9月 公益財団法人松下政経塾研修塾 塾頭（現任） 平成16年4月 公益財団法人松下政経塾 常務理事（現任） 平成25年4月 日本農業経営大学校審議員兼講師（現任） 平成27年3月 当社取締役（現任）</p>	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林節、古山和宏の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由等
小林節氏は、法律の専門家としての幅広い実績と高い見識を有しておられ、独立性をもって経営方針の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
古山和宏氏は、公益財団法人松下政経塾常務理事として政界、財界、学会に幅広い人脈と高い見識を有しておられ、独立性をもって経営方針の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
4. 小林節氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、6年であります。
5. 古山和宏氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、1年であります。
6. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、小林節、古山和宏の両氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。
その契約の内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 小林節、古山和宏の両氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしておりますので、本総会にて選任された場合には、独立役員として届出を行う予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役田村宏次氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
たむら こうじ 田村宏次 (昭和44年8月24日)	平成12年10月 司法試験合格 平成14年10月 最高裁判所司法研修所卒業 東京弁護士会登録 ことぶき法律事務所入所 平成19年1月 ことぶき法律事務所パートナー弁護士 平成23年10月 ㈱全管協SSIホールディングス監査役 平成23年12月 当社仮監査役 平成24年3月 当社監査役(現任) 平成25年5月 啓明法律事務所代表弁護士(現任)	一株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 田村宏次氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由等

田村宏次氏につきましては、仮監査役就任前は当社の顧問弁護士として当社の現状を見ていただいております。加えて弁護士としての専門知識、他社における監査役としての経験を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

4. 田村宏次氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、4年であります。

5. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、田村宏次氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- 社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

- 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かすが ひでふみ 春日 秀文 (昭和38年2月1日)	平成5年11月 司法試験合格 平成8年3月 最高裁判所司法研修所卒業 平成8年4月 東京弁護士会登録 荒井総合法律事務所入所 平成13年4月 春日法律事務所パートナー弁護士(現任) 平成15年4月 東京弁護士会会社法部事務局長 平成17年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)非常勤講師 平成20年4月 情報ネットワーク法学会監事 平成21年4月 日中法律家交流協会専務理事・事務局長 平成22年4月 日本CSR普及協会理事(現任) 平成23年4月 日本弁護士連合会研修センター副委員長 平成23年4月 日本弁護士連合会倫理委員(現任)	一株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 春日秀文氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由等

春日秀文氏につきましては、監査役に就任された場合に弁護士としての専門知識、経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

4. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、春日秀文氏が、社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
KKRホテル東京 10階
宴会場「瑞宝」



- 交通：◎東京メトロ東西線 竹橋駅3b出口直結
◎東京メトロ東西線・千代田線・丸ノ内線・半蔵門線
都営地下鉄三田線 大手町駅C2a出口から徒歩5分
◎東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線・三田線
神保町駅A9出口から徒歩5分